

男女共同参画会議 第5回重点方針専門調査会 平成28年9月28日	資料5
--	-----

## 「女性活躍加速のための重点方針 2016」

### Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

#### 3. ライフイベントや性差に即した支援の強化

##### a) 不妊治療に係る経済的負担の軽減

(厚生労働省説明資料)



「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 114
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	3. ライフイベントや性差に即した支援の強化	
小項目	(1) 女性の健康、妊娠、出産、育児、介護の支援の推進	
細項目	② 個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、不妊治療に係る経済的負担の軽減、不妊・不育の専門の相談体制の充実等を図るとともに、治療と仕事の両立を支援する企業の事例等を周知・啓発する。	
該当施策名 (事業名)	不妊に悩む方への特定治療支援事業	
当該施策の背景・目的	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算: 18,482,878 千円 の内数 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 20,323,419 千円 の内数
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象治療法 体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)</li> <li>○ 対象者 ① 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>② 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦</li> <li>○ 給付の内容 ① 1回15万円(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円)</li> <li>② ①のうち初回の治療に限り30万円まで助成</li> <li>③ 精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)を行った場合は15万円まで助成</li> <li>※②、③については平成27年度補正予算により拡充し、平成28年度においても引き続き実施している。</li> <li>通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは6回(40歳以上であるときは通算3回)まで</li> <li>○ 所得制限 730万円(夫婦合算の所得ベース)</li> </ul>	
担当府省庁	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局母子保健課	

# 不妊に悩む方への特定治療支援事業について

## 1. 事業の概要

- 要旨  
不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法  
体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者  
① 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦  
② **治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦**
- 給付の内容  
① 1回15万円（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したもののついでには、1回7.5万円）  
② **①のうち初回の治療に限り30万円まで助成**  
③ **精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った場合は15万円まで助成**  
**通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは6回（40歳以上であるときは通算3回）まで**
- 所得制限  
730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 指定医療機関  
事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体  
都道府県、指定都市、中核市（全都道府県・指定都市・中核市において既に開始済み）
- 補助率  
1／2（負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2）

## 2. 沿革

- 平成16年度創設
  - 平成18年度
  - 平成19年度
  - 平成21年度補正予算
  - 平成22年度予算
  - 平成23年度予算
  - 平成25年度予算
  - 平成25年度補正予算
  - 平成27年度予算
  - 平成27年度補正予算
- 支給期間2年間として制度開始  
支給期間2年間で5年間に延長  
給付金額を1年度あたり1回10万円、2回までに増額、  
所得制限額を（650万円 → 730万円）引き上げ  
給付額10万円 → 15万円  
給付額15万円を継続  
1年度目を年3回に拡充  
凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し  
（15万円 → 7.5万円）  
一部助成対象範囲を見直し、安心こども基金により実施  
安心こども基金による実施を廃止し、当初予算に計上  
初回治療の助成額を15万 → 30万円  
男性不妊治療を行った場合、15万円を助成

## 3. 支給実績

平成16年度	17,	657件
平成17年度	25,	987件
平成18年度	31,	048件
平成19年度	60,	536件
平成20年度	72,	029件
平成21年度	84,	395件
平成22年度	96,	458件
平成23年度	112,	642件
平成24年度	134,	943件
平成25年度	148,	659件
平成26年度	152,	320件